

修正箇所一覧

修正箇所	修正前	修正後
<p>別添 5 市有財産定期借地権設定合意書（案）</p>	<p>（賃料） 第 5 条  （中略）</p> <p>4 甲は、事業計画書の変更により、第 1 項の賃料を設定した際の不動産鑑定評価の条件が変更となり賃料が不相当になった場合で、必要があると認めるときは、甲が指定する不動産鑑定業者による不動産鑑定評価を基に、賃料を改定することができる。</p> <p>5 第 3 項又は前項の規定により、賃料が改定されたときは、甲は改定通知書により乙に通知する。</p> <p>6 前項の通知があったときは、第 1 項の規定にかかわらず、甲の指定する日以降の本契約に定める賃料は、当該通知額とする。</p>	<p>（賃料） 第 5 条  （中略）</p> <p>4 <u>甲は、中之島 4 丁目用地における未来医療国際拠点整備・運営事業に関する基本合意書第 5 条第 1 項又は第 2 項の規定による検証の結果、必要があると認めるときは、賃料の改定を請求することができる。</u></p> <p>5 甲は、事業計画書の変更により、第 1 項の賃料を設定した際の不動産鑑定評価の条件が変更となり賃料が不相当になった場合で、必要があると認めるときは、甲が指定する不動産鑑定業者による不動産鑑定評価を基に、賃料を改定することができる。</p> <p>6 <u>前 3 項</u>の規定により、賃料が改定されたときは、甲は改定通知書により乙に通知する。</p> <p>7 前項の通知があったときは、第 1 項の規定にかかわらず、甲の指定する日以降の本契約に定める賃料は、当該通知額とする。</p>